

**一般社団法人 日本臨床試験学会 定款
改訂履歴**

セクション	変更前	変更後	改訂理由
	改訂:平成26年3月15日	改訂:平成27年2月21日	
表紙	一般社団法人 日本臨床試験研究会 定款 平成21年8月28日作成 平成21年8月31日認証 平成21年9月 1日設立 平成22年6月12日改訂 平成26年3月15日改訂	一般社団法人 日本臨床試験研究会 定款 平成21年8月28日作成 平成21年8月31日認証 平成21年9月 1日設立 平成22年6月12日改訂 平成26年3月15日改訂 平成27年2月21日改訂	改訂日の追記
第14条(招集) 第4項	社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知を発しなければならない。	社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の2週間前までに通知を発しなければならない。	電磁的方法を可とする
第17条(決議) 第3項	やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。	やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的方法にてこの法人に提出しなければならない。	電磁的方法を可とする
附則	附則2 1. この定款の変更は、平成22年6月12日から施行する。 2. この定款変更の施行日の属する事業年度は、平成22年4月1日から平成22年12月31日とし、翌事業年度を平成23年1月1日から平成23年12月31日までとする。 附則3 1. この定款変更は、平成26年3月15日から施行する。	附則4 1. この定款変更は、平成27年2月21日から施行する。	附則4 追加

以上